

岩手県告示第555号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成23年8月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社昭英興建
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南青山町11番11号
 - ウ 代表者の氏名 千葉英一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第6657号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月8日付けで建築工事業、大工工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成23年8月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 釜場電気商会
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市向町1番13号
 - ウ 代表者の氏名 釜場サダ子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第9515号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月9日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。